

総務文教常任委員長報告

(H 2 7 . 6 . 2 5)

総務文教常任委員会に付託されました議案について、審査の経過概要と結果を報告いたします。

まず、報告第 1 号、亀岡市税条例等の一部改正については、地方税法等の一部改正に伴うものであり、地方自治法第 1 7 9 条の規定に基づき専決処分されたものであります。

その主な改正内容は、法人市民税均等割の税率適用区分である資本金等の額を見直す法人税改革に伴い、所要の規定整備を図ること、土地に係る固定資産税の負担調整措置の現行の仕組みを平成 2 9 年度まで 3 年延長すること、また、原動機付自転車、二輪車及び小型特殊自動車に係る軽自動車税の増額改定時期を、平成 2 8 年 4 月 1 日まで 1 年間延期すること 等の改正を行ったものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって承認すべきものと決定しました。

次に、第 1 号議案、平成 2 7 年度亀岡市一般会計補正予算（第 1 号）所管分について、その主な内容は、

教育費では、国の補助内示を受けて、川東小学校・高田中学校屋外運動場改修工事及び小学校校舎解体など、平成 2 7 年度から平成 2 8 年度までの 2 ケ年の継続費 5 億 5 , 2 0 0 万円を設定し実施することとして、小・中学校

建設事業費に本年度分 2 億 4, 3 0 0 万円を計上するものであります。

また、医王谷 野球場グラウンドの改修経費については、独立行政法人 日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金の交付決定を受けて、所要の経費を計上するものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 2 号議案、亀岡市税条例等の一部改正**については、地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税における住宅ローン減税措置の対象期間を、平成 3 1 年 6 月 3 0 日まで延長すること、新築のサービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税の減額措置を創設すること、また、平成 2 7 年 4 月 1 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日までに新規取得した三輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃料性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成 2 8 年度分の軽自動車税の税率を軽減すること 等の改正をしようとするものであり、別段異論なく、採決の結果は、全員をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、**第 3 号議案、亀岡市個人情報保護条例の一部改正**については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の利用及び提供等に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

採決に先立ち行った討論では、「特定個人情報」保護の観点から、その取扱

いに係る内規等、所要の規定整備が先にされるべきとの反対討論、当該法律の施行に伴い、「特定個人情報」の定義等、所要の規定整備を行うものであり、必要な条例改正であるとの賛成討論がなされました。

採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

次に、第7号議案、財産の取得についての議決の一部変更については、平成26年第1回亀岡市議会臨時会において議決された京都・亀岡保津川公園及び市道保津宇津根並河線外1線道路改良事業用地の取得について、新たに仮契約をいただいた地権者から用地を取得することにより、議決された内容の一部を変更しようとするものであります。

採決に先立ち行った討論では、現在の場所でのスタジアム建設に反対の立場からの反対討論、また、現在、建設が進められているスタジアムは、今後の亀岡にとって、どうしても必要な施設であり、そのための土地取得であるとの賛成討論がなされました。

採決の結果は、多数をもって原案可決すべきものと決定しました。

なお、第3号議案については、特定個人情報の取扱い等に係る内容であることから、今後、市民への周知を徹底されるよう要望するものであります。

以上、簡単ではありますが、本委員会の報告といたします。

予算関係

一般会計補正予算
(第1号)

・小中学校建設に係る
経費

2億4300万円増額

川東小学校・高田中

学校屋外運動場改修工

事及び小学校校舎解体

などの経費について、

国の補助内示を受けて、

平成27年度から平成

28年度までの2ヶ年

の継続費を設定し、本

年度分の所要額を増額

補正するもの。

・体育施設管理運営に

係る経費

1569万6千円増額

医王谷野球場グラウ

ンドの改修経費につい

て、独立行政法人、日

本スポーツ振興センタ

ーのスポーツ振興くじ

助成金の交付決定を受

けて、所要額を増額補

正するもの。

条例関係

個人情報保護条例
の一部改正

行政手続における特

定の個人を識別するた

めの番号の利用等に関

する法律の施行に伴い、

個人番号を含む個人情

報が「特定個人情報」

として位置付けられ、

その取扱いなどについ

ても定められたことか

ら、当該個人情報の利

用及び提供等に関し必

要な事項を定めるため

に条例改正を行うもの。

(反対討論)

「特定個人情報」保護

の観点から、その取扱

いに係る内規等、所要

の規定整備が先にされ

るべきである。

(賛成討論)

当該法律の施行に伴

い、「特定個人情報」の

定義等、所要の規定整

備をも行うものであり、
必要な条例改正である。

(委員会からの要望)

「特定個人情報」の取

扱い等に係る内容につ

いて、今後、市民への

周知を徹底されたい。

賛成多数

行政視察報告

(5月12日～14日)

◇東京都練馬区

小中一貫教育・学校

給食について

◇東京都板橋区

先進的な防災対策の

取り組み・「新防災セン

ター」について

◇埼玉県飯能市

小規模特認校制度・

普通教室へのエアコン

設置について

練馬区では、小中一

貫教育の推進が、学力

の向上や不登校児童・

生徒の減少につながる

ことや、食育の観点か

らの学校給食の重要性

を学びました。板橋区

では、災害への対応力
に優れた「新防災セン
ター」を視察するとと
もに、土のうステーシ
ョンの設置等の取り組
みを学びました。飯能
市では、小規模校も含
めて、各学校のよさを
生かして地域に根づい
た教育を行うことの重
要性や、エアコン設置
にあたっての様々な整
備手法を学びました。
今後、本市におけるさ
らなる施策充実につな
げていきたいと思いま
す。

総務文教常任委員会委員長

石野 善司

